

機関ではPDを算定しないので、実務上困難」などの意見が聞かれ、これを踏まえて次の再提案が示された。

- ① 企業の判断により正常先を次の3区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐づける。
 - (i) 優良格付
 - (ii) 中間的な格付
 - (iii) S I C Rが生じているとみなす格付
- 3区分に分類する際、(i)と(ii)を先に決定し、その残余を(iii)とする。なお、企業の判断によっては、(ii)や(iii)に該当する内部格付が存在しないことがある。
- ② ①の分類を前提として、次のとおりS I C Rの判定を行う。
 - (ア) 期末時点において次のように判定
 - ・(i)(ii)に分類→S I C Rが生じていないとみなす
 - ・(iii)に分類→S I C Rが生じているとみなす
 - (イ) (ア)にかかわらず、(iii)に分類された債務者に係る債権等について、債務者単位で前期末において(ii)に分類されていた場合には、S I C Rが生じていないと反証できる。

(ウ) (ア)の分類に関して会計基準および適用指針において詳細な判断指針は提供しない。ただし、実務上の適用に有用と考えられる例示を補足文書で提供する。補足文書においては、定期的にPDを算定している金融機関がPDを使用して分類するケースのほか、外部格付を利用するケースについても紹介する。

(エ) (ア)の分類に関する方針を注記する。

また、貸倒実績率を活用することを提案する意見に対して、担保価値や担保処分等により回収分を含めて算出される貸倒実績率の活用は難しいとの分析が示された。

専門委員からは「企業に委ねられるので適用しやすい」との賛意が聞かれた一方、「貸倒実績率は工夫して基準等に取り込めないか」との意見が複数聞かれた。

第526回親委員会でも、事務局案に賛成意見が聞かれたが、貸倒実績率の活用については、「国際的にない概念」など、否定的な意見が聞かれた。

ポジティブ・メンタルヘルス

観念だけじゃ、あかんねん

メンタルクリエイター 江口 毅

メンタルヘルス不調になる人とならない人の違いは何か。専門的には、米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)が作成した「職業性ストレスモデル」を用いて説明することができます。しかし、端的にいえば、健康と病気の境にある一線を越えるかどうかだと筆者は考えています。この一線を越えると病んでしまうという境界が存在すると考えています。

その一線を越えないために必要なのは、身体感覚です。動物的な本能と言い換えてもよいでしょう。これ以上先に進むと身の危険を感じると、身体が素直に反応してくれるかどうかです。この身体感覚が衰えた人が増えた印象を持っています。人間が本能で生きる存在から観念的に生きる存在へと変容してしまったのでしょうか。

衰えた身体感覚を取り戻すために必要なのは、「身体への着目」と「身体言葉」です。1つめの「身体への着目」とは「今、自分の身体に起きていることに着目し、丁寧に観察すること」です。深く呼吸して、気持ちを落ち着かせて、自分の身体に起きていることを一つひとつ確認していきます。そうすると、さまざまなことに気づきます。「口角の上がり

り方の左右バランスが悪くて、笑顔が歪んで見える」「食べるとき、右側で噛む癖がある」「腹筋と背筋が弱って姿勢が悪くなった」「前屈が以前より硬くなった」「外反母趾がひどくなった」など、人によって程度の差はあれ、たくさん発見できるはずです。

自分の身体に起きていることに気づくことは、身体が今何を欲しているかという声を聞くことです。それを軽視せず、身体が欲していることを与えてあげればよいのです。セルフケアとは、本来このようなシンプルなことなのです。

2つめの「身体言葉」とは、「身体を使った言葉で今の自分の状態を表現すること」です。昨今は「心が疲れた」「心が苦しい」などという表現が用いられるようになりましたが、本来疲れるのも苦しむのも「心」ではなく「身体」です。心が痛いではなく、胸が痛いと表現する。心が激怒するのではなく、腸(はらわた)が煮えくり返ると表現する。心が楽になるのではなく、肩の荷が下りるという表現する。このように言い換えることで、自身の感情と身体の状態につながり、身体感覚を取り戻すことができます。特にネガティブな感情については、身体を置き去りに

しないでしょか。

して、心で扱おうとしても、私たちは上手に処理できないものです。これらの姿勢は、メンタルヘルス不調に関すること以外にも適用できます。たとえば、仕事が楽しいかどうかわからない人が、観念的ではなく身体感覚で捉えてみると、自ずと答えが出るころがあります。その仕事をしているときに自分の身体は何と欲しているだろうか。心ではなく身体が喜んで

いるだろうか、拒絶しているだろうか。肩の力の入り具合や息のしやすさはどうだろうか。出勤するときの足取りは軽いだろうか、重いだろつか。一番正直に答えてくれる身体に尋ねればよいのです。

また、自分の「べき思考」のために周囲と衝突してしまう人は、「べき思考」を自分の軸となる「背骨」と捉えてみると、他者に考えを押し付けることが減ります。なぜなら、自分の身体は自分だけのものであり、他者に押し付けることはできないからです。ただ「私は私である」という強いけど穏やかな姿勢で臨むことができます。

頭でっかちというより心でっかちな時代になりました。しかし、生物としての人間にとって大切なものは、何よりも「身体」なのではないでしょうか。

5 経理情報 ● 2024.6.10 (No.1712)

借地権の残存価額の設定、容認の方向に—ASBJ、リース会計専門委・企業結合専門委

去る5月21日、企業会計基準委員会が第149回リース会計専門委員会を開催した。

前回（2024年6月1日号（No.1711）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

なお、5月22日開催の第526回親委員会でも同テーマについて審議された。

借地権の設定に係る権利金等に関する取扱い

公開草案では、借地権の設定に係る権利金等は使用権資産の取得価額に含め、原則として、借手のリース期間を耐用年数とし、減価償却を行うことを提案している。ただし、非償却を認める例外規定も提案していた。

この点について、主に次のようなコメントが寄せられ、事務局から対応案が示された。

① 借地権の設定に係る権利金等を償却するかどうか
次のコメントが寄せられた。

- ① 普通借地権等に係る権利金等を非償却の無形固定資産として取り扱うべき
- ② 普通借地権等に係る権利金等を例外なく償却すべき

事務局は、さまざまな考え方があるとしながらも、公開草案を変更しない旨を再提案した。

専門委員からは、「使用権資産に含める場合も、無形固定資産として会計処理を行う場合もそれぞれ合理性があるが、どちらかに一本化することが望ましい」などの意見が聞かれた。事務局は「どちらかに決めてしまうのが一番よいが、非償却とすべきというコメントもあり、難しい」と回答した。

第526回親委員会では事務局案に異論は聞かれなかった。

② 借地権の残存価額の設定
「借地権の残存価額の設定を認めるべき」との意見に関して

は、取引慣行がさまざまであるなかで借手のリース期間の終了時に予想される売却価額を合理的に見積ることができるといかに難しさがあり、また、仮に残存価額を設定する場合、毎期見直すことになるが、それには相応のコストが発生することから、事務局は次の2案を提案した。

（案1）残存価額の設定を認めない。

（案2）残存価額の設定を認める。ただし、実務上の困難さに対応するため、借地権の承継が行われる可能性を見込むことや借手のリース期間終了時に予想される譲渡価額を見積ることができない場合には、残存価額をゼロとみなすことができる定めを置く。

専門委員からは案2への賛意が多く聞かれた。

第526回親委員会でも、案2を支持する意見が聞かれた。

セール・アンド・リースバック（S&LB）取引

事務局は、S&LB取引に関連し、資産の譲渡が企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」等により売却に該当しな

経理用語の豆知識

市場価格のない株式の減損処理



市場価格のない株式の減損処理については、「発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなす」とされており、時価のある有価証券と異なって、実質価額の回復可能性は減損の要否の判定要件とはされていない。これは、市場価格のない株式の実質価額の回復可能性を判定するためには、当該株式の発行会社の財務諸表を時価評価等した実質ベースで作成したり、または中長期の事業計画等入手して財政状態の改善の見通しを判断したりすることが必要であるが、通常は、外部の会社についてこのような手続を要求することは困難であるために、実質価額の回復可能性の判定を行うことなくその下落率のみによって減損処理を行うことが妥当とされたものである。

市場価格のない株式の実質価額が著しく低下したときは、少なくとも株式の実質価額が50%程度以上低下した場合をいうとされ、一般的には回復可能性はないものと判断される。

を計上することができる。

い場合の取扱いに関して、現行の転リース取引におけるS&LB取引に係る取扱い（リース適用指針50項なお書き）を踏襲し、収益の認識の要件を次のとおり整理することを提案していた。

S&LB取引によりリースバックした資産について転

リース取引を行う場合、中間的な貸手はリースバック取引を考慮せず、収益認識会計基準などの他の会計基準等に照らして資産の譲渡に係る損益

これに対して、専門委員からは、「転リース取引にはさまざまな取引が存在するため、転リース取引のすべてが仲介であるかのような整理は誤解を生じさせる可能性がある」などの意見が聞かれていた。

そこで、事務局はあらためて検討し、50項なお書きの定めをそのまま踏襲するのではなく、「資産の譲渡に係る売却益相当額の損益計上について、転リ

ス取引の例外的な会計処理に補足する形で定めを置く」のほどうかと提案した。

専門委員からは「50項なお書きを引き継がないことも検討しては」などの意見が聞かれた。

第526回親委員会では、賛成意見が聞かれた。

現行の結合分離適用指針の簡便的な取扱いを踏まえた検討

5月20日開催の第115回企業結合専門委員会では、引き続きリース会計基準改正に伴う結合分離適用指針の改正案に関する検討が行われた。

第522回親委員会等（2024年4月10日号（No.1707）情報ダイジェスト参照）において、現行の結合分離適用指針で認められている簡便的な取扱いに関してIFRS3号「企業結合」と同様の取扱いを定めることに賛意が聞かれたが、「企業結合時の取得原価の配分において重要性がないと認められる範囲内で簡便的に時価を算定する実務が浸透していると考えため、現行の取扱いに対する追加的な取扱いとする定め方も検討しては」との意見が聞かれていた。

そこで事務局は、次の3つの案を示し、案3を事務局案とし

た。

（案1）IFRS3号と同様の取扱いのみを使用権資産およびリース負債の個別の取扱いとして定める（前回提案）。

（案2）使用権資産およびリース負債については、現行の結合分離適用指針の取扱いにIFRS3号と同様の取扱いも認める。

（案3）使用権資産およびリース負債については、時価を基礎として取得原価の配分額を算

定することを求めずにIFRS3号と同様の取扱いを個別の取扱いとして定め、さらに簡便的な取扱いとして被取得企業の適正な帳簿価額を基礎として取得原価の配分額を算定することも認める。

専門委員からは案3に賛意が聞かれたものの、文案の表現については工夫を求める意見が聞かれた。

第526回親委員会でも、案3に同意する意見が聞かれた。

金融

2029年3月期から時価総額5,000億円以上の企業も義務化へ——金融審議会サステナ情報開示保証WG

去る5月14日、金融庁は第2回金融審議会サステナビリティ情報開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（座長・神作裕之・学習院大学大学院法務研究科教授）（以下、「WG」という）を開催した。

SSBJ基準適用企業の拡大とその適用時期

前回（2024年4月20号（No.1708）情報ダイジェスト参照）の会議では、時価総額1兆

円以上の企業にSSBJ基準を適用する時期の検討をしていたが、委員からは「対象を拡大すべき」との声が聞かれていた。

そこで事務局は前回提案された案1をベースに新たに時価総額5,000億円以上の企業にも順次適用する事務局案を提示した（傍線部が新規提案事項）。

- ・2028年3月期から時価総額1兆円以上の企業に義務化
- ・2029年3月期から時価総額5,000億円以上の企業に義務化
- ・2030年からプライム上場企業に義務化

※なお、保証については、任意の枠組みも含め、今後の検討課題とした。

委員からは賛意の声が聞かれた。委員からは、2段階開示や有報における同時開示自体についておおむね賛意が聞かれたものの、有報の総会前提出については「有報の提出期限を4カ月に延長すればよいという問題ではなく、株主総会との関連性をもって議論すべき」など、金商法の改正だけではなく、会社法なども含めた議論を行うべきとの意見が聞かれた。

委員からは賛意の声が聞かれた。SSBJ基準の導入による開示タイミング

現在、日本企業の多くは有報の開示の2〜3カ月後に、詳細なサステナビリティ情報が記載された統合報告書を公表しており、財務諸表とサステナビリティ情報の同時開示を求めているIFRSB基準やSSBJ基準とのタイミングの違いが問題となっていた。

事務局は義務化初年度において、有報への開示が間に合わない場合は半期報告書等による開示を可能とする2段階開示を許可し、2年目以降は有報における同時開示（ただし、基準に準拠した開示を保証付きで行う場合には、法改正による提出期限の延長（たとえば、事業年度後

*

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年5月22日	法律32号 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律		わが国資本市場の活性化に向けて、資産運用の高度化・多様化および企業と投資家の対話の促進を図りつつ、市場の透明性・公正性を確保するため、「投資運用業」、「大量保有報告」、「公開買付け」等に関する制度を整備したものの、大量保有報告制度における保有割合の合算対象となる「共同保有者」の範囲の明確化や、公開買付け制度において、市場外取引だけでなく市場内取引(立会内)も適用対象とし、公開買付けを要する所有割合を議決権の3分の1から30%に引き下げる等の改正が行われる。 https://kanpou.npb.go.jp/20240522/20240522g00121/20240522g001210019f.html	—

金融

FRBウオラー理事、インフレ改善まで利下げを否定

米連邦準備制度理事会（FRB）のウオラー理事は5月21日、米ワシントンDCのピーターソン国際経済研究所で講演した。講演のなかで、「インフレ指標が改善しない限り、現時点では利下げを支持しない」といった趣旨での金融政策に関する発言を行った。ウオラー理事はインフレについて、2023年後半にはインフレ減速の兆候がみられたものの、2024年初めになり、むしろ加速していたとしている。また、景気については2023年後半には約4%だったGDP成長率が、2024年初めには1.6%まで減速しており、特に小売売上高の伸びが鈍化、クレジットカードや自動車ローンの延滞率上昇などから、個人消費支出の減少が想定されると指摘した。労働市場については、賃金の伸びが緩やかで、失業率がわずかに上昇し、雇用創出が減少しているとしている。

以上の状況を踏まえて、インフレ改善がみられるまでは、利下げは難しいと述べた。金融政策の変更はデータに基づいて慎重に行われるべき、との考えを強調した形だ。ただ一方で、「追加利上げについては、おそらく必要ないだろう」とも述べている。一応、形のうえで中立的な発言だが、株価は最高値圏で上昇に勢いがあり、物価上昇率も目標とする2%を上回って推移している状況では、ここで利上げを否定する意味はあったのだろうか。

ウオラー理事の発言は、一見するとバランスを取ったようにもみえるが、現実的には利上げを否定し、利下げを慎重に見極めるというスタンスを示している。このアプローチは、金融市場や投融資家に対するメッセージとして、FRBがインフレ抑制に慎重であり、過度な引締めを避ける姿勢を示しているといえる。これまでの中央銀行の歴史のなかで、何度となく繰り返された「ビハインド・ザ・カーブ」（金融政策を打ち出すタイミングの遅れ）によって、インフレが加速することになった場合、その対価は非常に高くつくおそれがある。

しかし、日本の株価は他国とはやや違った動きになっていり、4月頃から停滞が続いており、日本株価が独歩高で世界の先頭を走った3月までとは様変わりしている。特段悪材料が出てきたわけではなく、息切れの気配が感じられることもない。

最近の日米の株価変動ギャップを象徴するのが、NYダウと日経平均の表示金額の推移である。今年2月に日経平均は39,000円台に突入し、38,000ドル台のNYダウを逆転、3月に日経平均は4万円台を付けるなど、さらに差を広げた。ところが、5月に入ると、日経平均は38,000円台で推移したのに対し、NYダウは5月8日に39,000ドル台に突入、日米再逆転となった。

今後、日経平均がNYダウを再度上回るとすれば、今年の始めのように日本株の独歩高といった事態が再現されるか、あるいは米株価が米独自の事情で大幅な下落に見舞われるかの、いずれかの場合だろう。

証券

日本株価は輝きを取り戻せるか

米連邦準備制度理事会（FRB）は次第にインフレの長期化を見込み、利下げを急がない姿勢になってきた。株式市場にとっては必ずしも好ましい環境ではないが、米株価は5月もごく緩やかな上昇、ないし横ばいといった基調を保っている。

その背景として、業績好調の業界や企業がなお多く、投資対象に事欠かないという事情がある。その中心がテック株といわれるネット企業、半導体企業だ。その他の国々の株価も大半が米国と同様の推移をたどっている。それでも現在、株価が過去最高値に到達している国は多く、市場心理は決して悪くはない。これからも米株式市場の動向に追従して変動することになるだろう。

2月、3月と日経平均が34年に振りに史上最高値を更新してきたという達成感が反動を生んでいるのではないだろうか。その過程で、海外投資家とともに株式買越しの主役を演じてきた個人投資家は4月中旬より売越しに転じてしまっている。